

## 甘楽町の健全化判断比率の状況（平成20年度）

（単位：％）

市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
甘楽町	-	-	11.8	89.3
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

\* 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字のため「-」で表示している

## 公営企業会計の資金不足比率の状況（平成20年度）

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	-
公共下水道事業特別会計	-
農業集落排水事業特別会計	-
国峰簡易水道事業特別会計	-
経営健全化基準	20.0

\* 4会計とも資金不足がない（黒字）ため、「-」で表示している

### 健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に成立し、20年4月より一部施行されたことにともない4つの指標の報告・公表が義務付けられた。以下は、4つの指標及び資金不足比率の定義である。

なお、4つの指標のうち1つでも「早期健全化基準」を上回ると、①財政健全化計画の策定（議会議決）・外部監査の要求が義務付けられ、②実施状況を、毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは、県知事から必要な勧告が行われる。

◆実質公債費比率：普通会計に公営企業会計や一部事務組合等の公債負担を含め、連結ベースによる元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合である。過去3カ年の平均値をいう。

◆実質赤字比率：「一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額」を標準財政規模で割ったものである。15%で早期健全化基準に該当し、20%で財政再生基準に該当する。

◆連結実質赤字比率：連結実質赤字額（イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額）を標準財政規模で割ったものである。

イ、一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額。ロ、公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額。ハ、一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額。ニ、公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額。

◆将来負担比率：将来負担額（イからチまでの合計額）－（\* 充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）を分子に、標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）を分母とし、割ったものである。

イ、一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高。ロ、債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）。ハ、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額。ニ、当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額。ホ、退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額。ヘ、地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額。ト、連結実質赤字額。チ、組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額。

\* 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金。

◇資金不足比率：資金の不足額を事業規模で割って算定する。甘楽町では、水道事業会計（法適用企業）及び公共下水道・農業集落排水・国峰簡易水道事業（法非適用企業）が対象となる。